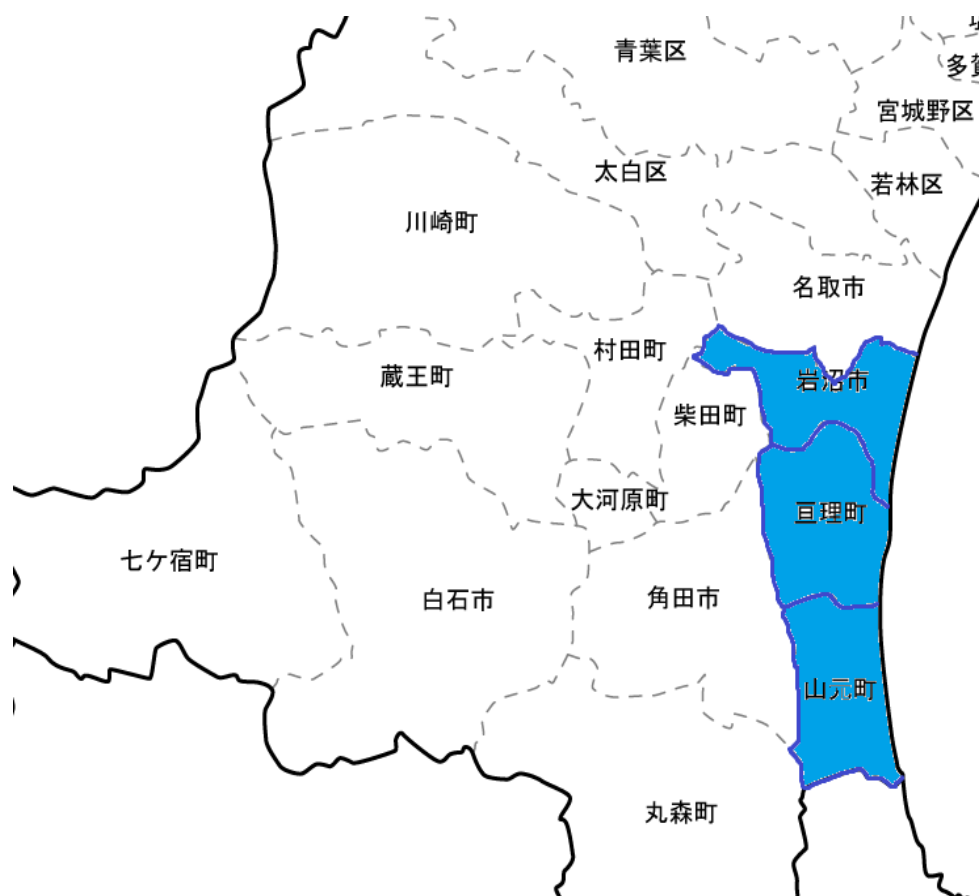


岩沼・亶理地区広域消防運営計画



平成30年7月

岩沼市消防本部・亶理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会

(岩沼市・亶理町・山元町)

はじめに

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しており、消防はこの変化に的確に対応し、住民の生命・財産を守る責務を果たしていく必要があります。このため、平成18年に消防組織法の一部改正が行われ、自主的な市町村消防の広域化を推進するための諸規定が整備されました。

宮城県においても消防組織法改正に基づき、「宮城県消防広域化推進計画」が平成20年12月に策定されました。その後、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）が平成25年4月に改正され、自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域の枠組みが設けられ、都道府県知事は同指針により、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域を、消防広域化重点地域として指定することができることになり、宮城県知事から、岩沼市、亶理町及び山元町が消防広域化重点地域に指定されました。県知事からの指定を受け、岩沼市、亶理町及び山元町は消防の広域・連携等の可能性や、その実現のための課題と効果について検討を行った結果、広域化によるメリットが期待できることから、平成29年7月27日岩沼市消防本部・亶理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会を設置し、消防の広域化へ向けた協議を進めてまいりました。

東日本大震災により甚大なる被害を受けた1市2町は、効率的な消防体制を構築し、より効率的かつ充実した要員配置と消防施設の整備を行うとともに、財政基盤の強化や、地域住民の安全安心を確保するため消防広域化を推進するものです。

この広域消防運営計画は、消防組織法並びに岩沼・亶理地区広域消防運営計画に係る協議方針に基づき、広域化後の岩沼市、亶理町及び山元町の常備消防の円滑な運営を確保するため1市2町の総意のもとに策定したものです。

平成30年7月27日

岩沼市消防本部・亶理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会

会長 山元町長 齋 藤 俊 夫

目 次

はじめに

第1章 現況と課題

1 構成市町の概要	
（1）岩沼市の概要	1
（2）亶理町の概要	1
（3）山元町の概要	1
2 消防の現況	
（1）消防本部及び消防署等の状況	1
（2）組織	3
（3）職員の状況	4
（4）消防用車両の保有状況	5
（5）消防活動の状況	6
（6）危険物施設・防火対象物の状況	6
3 消防に関する課題	
（1）社会環境の変化	8
（2）人口の減少と高齢化	8
（3）消防力の状況	9

第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上	
（1）初動体制の強化	10
（2）現場到着時間の短縮	14
2 人員配置の効率化	
（1）本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増員について	16
（2）救急業務及び予防業務の高度化及び専門化	16
（3）人事ローテーションと交流による効果	16

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項	
（1）広域化の方式	17
（2）広域化の期日	17
（3）消防本部の名称	17
（4）消防本部の位置	17
2 組織	
（1）消防本部の組織	17
（2）組織における権限	17
（3）部隊運用	18
（4）高機能消防指令センターの整備	18

(5) 消防署・所の配置及び管轄区域	18
(6) 職員の勤務形態	18
3 人事、処遇	
(1) 定員配置	18
(2) 採用計画	20
(3) 身分(任用、階級)	20
(4) 給与(諸手当含む)	20
(5) 福利厚生	20
(6) 教育、訓練及び研修	21
4 施設整備	
(1) 消防施設等整備計画(庁舎・車両等)	22
(2) 通信指令システム	22
5 経費	
(1) 経費負担割合	22
(2) 財産取扱	23
(3) 債務取扱	23
6 組合運営	
(1) 一部事務組合の運営	23
(2) 財政計画	23
(3) システム関係(財務・人事給与)	23

第4章 関係市町の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 防災・国民保護担当部局との連携確保	24
2 消防団との連携	
(1) 構成市町の消防団との連携	24
(2) 消防団事務	24

第1章 現況と課題

1 構成市町の概要

(1) 岩沼市の概要

宮城県の中央部、仙台市の南に位置し、総面積60.45km²を有する都市であり、西部の山岳地域から東部の太平洋に至るまでなだらかに広がった平野が展開し、南部の市界には、阿武隈川が東流し仙台湾に流入している。また、東北本線と常磐線の分岐点、国道4号・6号の合流点であり、さらに東北の国際化の玄関口となる仙台空港が所在するなど、交通の要衝である。かつては、「門前町」、「宿場町」として栄えてきたまちであるが、その後、「臨空工業地帯」の一角としての立地的優位性から大小の企業が進出し、工業都市の性格も加わり発展している。

(2) 亶理町の概要

宮城県の南東部に位置し、総面積は73.60km²、縦長の形をしており、中央部の水田地帯を住宅地が取り囲む緑豊かな田園都市で、東に黒潮流れる太平洋、西に標高200m前後の阿武隈高地の丘陵地帯、北には阿武隈川が流れ、肥沃な土地が広がっている。亶理は阿武隈川の南岸にあり、川を「渡る地」として「わたり」という地名になったといわれている。江戸時代は、亶理伊達家治世のもと城下町が築かれ、今でもいたるところにその風情を見ることができる。1955年に亶理町・荒浜町・吉田村・逢隈村が合併し、現在の亶理町となっている。

(3) 山元町の概要

宮城県の東南端に位置し、総面積64.58km²、東に太平洋を望み、西に阿武隈高地が広がる自然豊かな町で、町内は大きく北部の山下地区、南部の坂元地区の2つに分けられる。気候は冬暖かく夏涼しいため暮らしやすく、海・森林・水田・畑・果樹園など豊かな自然環境に恵まれている。1955年に山下村と坂元村が合併し、現在の山元町となる。東日本大震災の影響で不通になっていた常磐線町内区間も、新市街地整備と連携し、山下駅・坂元駅を山側に移転し再開した。更には、山元南スマートICも設置され利便性も向上されている。

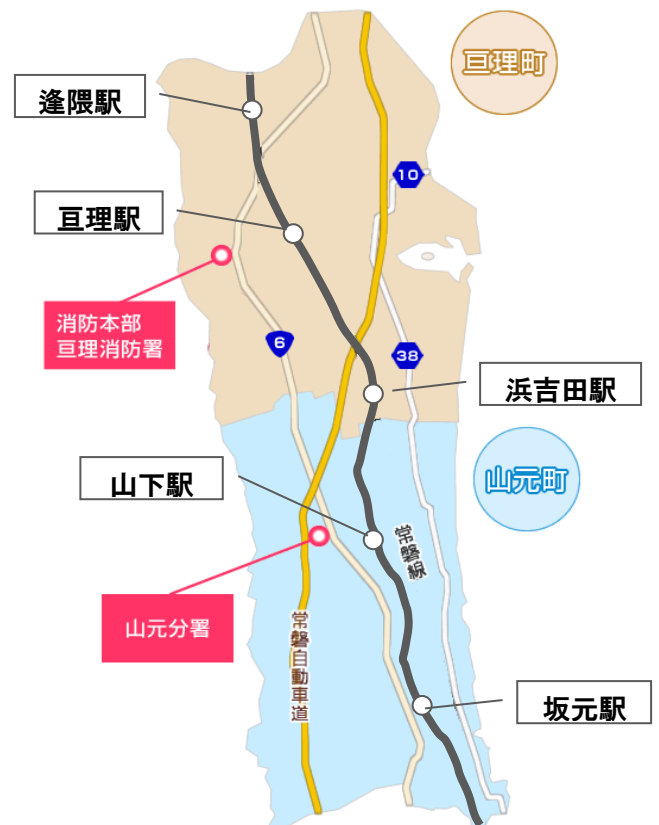
2 消防の現況

(1) 消防本部及び消防署等の状況

両消防本部は、宮城県の南部に位置し、1級河川である阿武隈川を挟み東は太平洋、西は阿武隈高地まで続き、海と山に囲まれ、豊かな自然に恵まれた地域である。また、地勢は、鉄道や国道、高速道で結ばれており、管轄面積は岩沼市消防本部管内（岩沼市）60.45km²、亶理地区行政事務組合消防本部管内138.18km²（亶理町73.60km²、山元町64.58km²）で、両消防本部の総管轄面積は198.63km²となる。

現在設置されている消防本部

市 町 名	岩 沼 市	亶 理 町・山 元 町
位 置	岩沼市末広一丁目 6 番 32 号	亶理郡亶理町字祝田 34 番地 2
名 称	岩沼市消防本部	亶理地区行政事務組合消防本部
管轄区域	岩沼市	亶理町・山元町
署 所 数	1 署	1 署・1 分署



両消防本部の現況(平成29年4月1日現在)

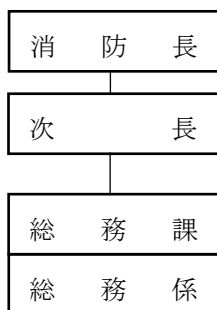
内 容 消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km ²)	署所数	緊急自動車登録台数 (台)	消防職員数 (人)
岩 沼 市	44,289	60.45	1	14	50
亘 理 地 区	46,358	138.18	2	13	75
合 計	90,647	198.63	3	27	125

(2) 組 織

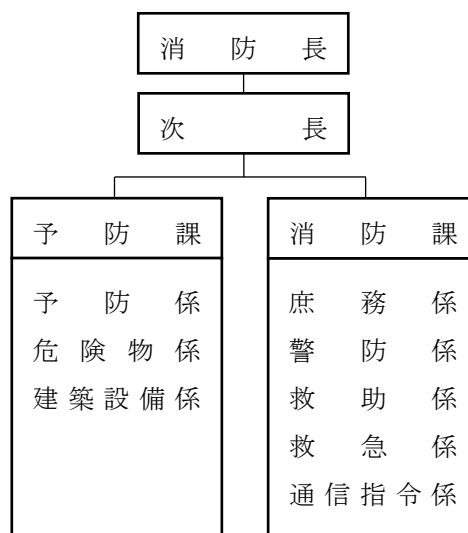
岩沼市 1課1係 亘理地区 2課8係

◎消防本部

岩沼市消防本部



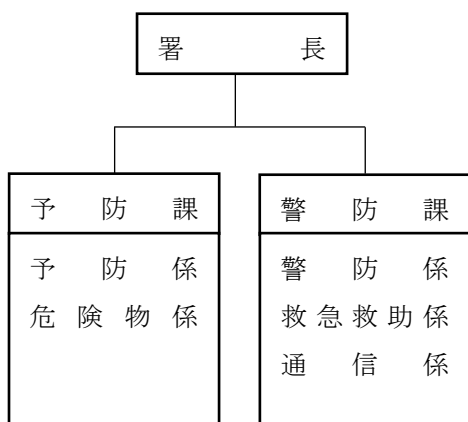
亘理地区行政事務組合消防本部



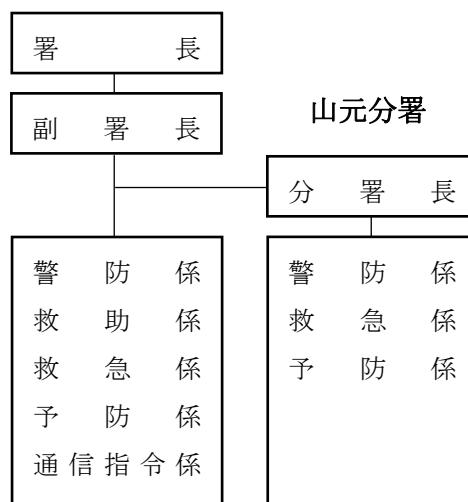
岩沼市 1署2課5係 亘理地区 1署1分署5係

○消防署・分署

岩沼市消防署



亘理消防署



(3) 職員の状況 (平成29年4月1日現在)

職員の状況

(単位:人)

職員数 消防本部	条 例 定 数	実 員 (消防吏員)	
			うち女性
岩 沼 市	50	50	2
亘 理 地 区	75	75	2
合 計	125	125	4

消防吏員の年齢別状況

(単位:人)

年齢区分 消防本部	消防 吏員 (実員)	～ 19 歳	～ 24 歳	～ 29 歳	～ 34 歳	～ 39 歳	～ 44 歳	～ 49 歳	～ 54 歳	55 歳 ～	平 均 年 齢 (歳)
岩 沼 市	50	3	7	8	7	5	7	1	8	4	36.3
亘 理 地 区	75	2	17	13	12	5	10	7	6	3	34.7
合 計	125	5	24	21	19	10	17	8	14	7	35.5

職員の階級

(単位:人)

区 分 消防本部	消 防 吏 員 (実員)	階 級 区 分						
		消 防 士	消 防 副 士 長	消 防 士 長	消 防 司 令 補	消 防 司 令	消 防 司 令 長	消 防 監
岩 沼 市	50	14	6	5	20	4	1	
亘 理 地 区	75	14	21	8	23	8	1	
合 計	125	28	27	13	43	12	2	

所属別職員配置状況

(単位:人)

区 分	岩 沼 市	亘理地区	合 計
職 員	50	75	125
本 部	4	9	13
消 防 長	1	1	2
次 長	1	1	2
総 務 課	2	0	2
予 防 課		4	4
消 防 課		3	3
消防署	44	59	103
署 長	1	次長兼務 (1)	1 次長兼務 (1)
副 署 長	0	0	0
分 署 長	0	1	1
予 防 課	3		3
警 防 課	3		3
交 替 勤 務 者	37 (本部事務兼務 4)	58 (本部事務兼務 10)	95 (本部事務兼務 14)
出向等	2	7	9
市 町 村 出 向	0	0	0
事 務 局 出 向	0	3	3
消 防 学 校 派 遣	0	0	0
防 災 航 空 隊 派 遣	0	1	1
消 防 学 校 入 校	2	3	5

(4) 消防用車両の保有状況 (平成29年4月1日現在)

(単位:台)

車 両	消 防 ポンプ 自動車	水 槽付 消防ポンプ 自動車	化 学 消 防 車	水 槽 車	救 助 工 作 車	救 急 自 動 車	指 揮 車	搬 送 車	そ の 他 緊 急 車 両	一 般 車 両	合 計
消防本部											
岩 沼 市	2	1	1	1	1	2	1	1	4	2	16
亘 理 地 区	2	2	0	1	1	3	1	1	2	3	16
合 計	4	3	1	2	2	5	2	2	6	5	32

※岩沼市消防署の救急予備車は、その他緊急車両とする。

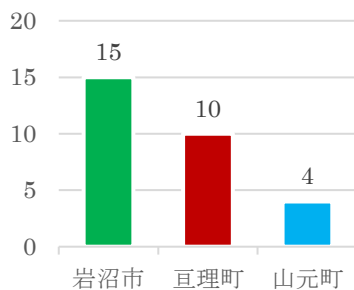
(5) 消防活動の状況

構成市町別災害出動状況（平成28年中）

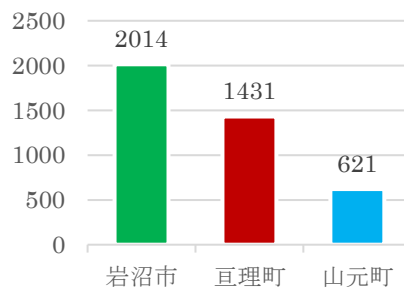
（単位：件）

	岩 沼 市	亶 理 町	山 元 町	合 計
火 災	15	10	4	29
救 急	2,014	1,431	621	4,066
救 助	23	16	7	46
危 険 排 除	10	14	12	36
救 急 支 援	129	192	94	415
そ の 他	61	16	10	87
合 計	2,252	1,679	748	4,679

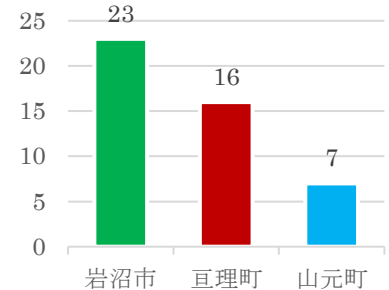
火災件数



救急件数



救助件数



(6) 危険物施設・防火対象物の状況（平成29年4月1日現在）

危険物施設

（単位：件）

区 分	市 町 名	岩 沼 市	亶 理 町	山 元 町	合 計
製 造 所		1			1
屋 内 貯 蔵 所		35	15	6	56
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所		41	23	5	69
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所			1		1
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所		40	14	10	64
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所				1	1
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所		23	22	30	75
屋 外 貯 蔵 所		6	2	3	11
給 油 取 扱 所		32	15	7	54
第 1 種 販 売 取 扱 所					
第 2 種 販 売 取 扱 所					
移 送 取 扱 所					
一 般 取 扱 所		39	16	10	65
合 計		217	108	72	397

防火対象物

(単位：件)

市 町 名 区 分			岩 沼 市	亶 理 町	山 元 町	合 計
1	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	3			3
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	18	16	15	49
2	イ	キ ャ バ レ ー 等				
	ロ	遊 技 場 等	4	4		8
	ハ	風 俗 営 業 等				
	ニ	カラオケボックス等		1		1
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 等				
	ロ	飲 食 店	23	15	5	43
4		百貨店・マーケット等	66	42	17	125
5	イ	旅 館 等	9	7	8	24
	ロ	共 同 住 宅	212	141	32	385
6	イ	病 院 ・ 診 療 所 等	29	22	15	66
	ロ	老人短期入所施設等	12	14	5	31
	ハ	老人デイサービスセンター等	33	27	16	76
	ニ	幼稚園・特別支援学校	5	4	7	16
7		小・中・高・各種学校	45	32	16	93
8		図 書 館 ・ 美 術 館 等	1	1	2	4
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等				
	ロ	上記以外の公衆浴場		1		1
10		車 両 の 停 車 場	1	1	2	4
11		神社・寺院・教会等	19	5	7	31
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	210	152	89	451
	ロ	映 画 ス タ ジ オ 等				
13	イ	自 動 車 車 庫 等	4	5	5	14
	ロ	飛 行 機 等 の 格 納 庫	11			11
14		倉 庫	168	121	29	318
15		前各項に該当しない事業所	149	96	61	306
16	イ	複合用途（特 定）	51	53	7	111
	ロ	複合用途（非特定）	10	20	1	31
17		重 要 文 化 財		7	3	10
合 計			1, 083	787	342	2, 212

3 消防に関する課題

(1) 社会環境の変化

近年、少子高齢化による人口形態の変化、交通網の整備拡大による人や物流の活性化、住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しているところである。これらの社会構造全体の変化による災害の多様化、複雑化、大規模化に対し警防・予防業務の増大と高齢化社会による救急件数の増加など、消防・救急業務の必要性は高まる一方となっている。

また、ここ数年、異常気象による大規模かつ多種多様な自然災害及び東日本大震災のような未曾有の大災害も発生し、今後も首都直下型地震または南海トラフ地震など多くの自然災害やその他の災害が発生することが予想されるところであり、そのような災害に、消防は住民の生命・身体・財産を守るために活動する責務があるが、小規模消防本部では人員や出動車両に限界があるのが現状である。

(2) 人口の減少と高齢化

1市2町の年齢区分別将来推移人口

(単位：人)

年 区 分		平成27年 A		平成32年 B		平成37年 C		増 減 C-A	
岩 沼 市	計	44,678		44,592		43,914		△764	98.3%
	年少人口 (0～14歳)	6,466	14.5%	5,983	13.4%	5,536	12.6%	△930	85.6%
	生産年齢人口 (15～64歳)	27,759	62.1%	26,689	59.9%	25,784	58.7%	△1,975	93.7%
	老年人口 (65歳以上)	10,453	23.4%	11,920	26.7%	12,594	28.7%	2,141	116.7%
亘 理 町	計	33,589		32,894		31,046		△2,543	92.4%
	年少人口 (0～14歳)	4,224	12.6%	3,824	11.6%	3,416	11.0%	△808	80.9%
	生産年齢人口 (15～64歳)	19,974	59.5%	18,589	56.5%	16,845	54.3%	△3,129	84.3%
	老年人口 (65歳以上)	9,391	27.9%	10,481	31.9%	10,785	34.7%	1,394	114.8%
山 元 町	計	12,315		11,561		10,723		△1,592	87.1%
	年少人口 (0～14歳)	1,141	9.3%	913	7.9%	762	7.1%	△379	66.8%
	生産年齢人口 (15～64歳)	6,655	54.0%	5,721	49.5%	4,956	46.2%	△1,699	74.5%
	老年人口 (65歳以上)	4,519	36.7%	4,927	42.6%	5,005	46.7%	486	107.5%
1市2町合計		90,582		89,047		85,683		△4,899	94.6%

人口の推移は、全国的に長期的な少子高齢化が進んでおり、人口の減少が予想されているところである。今後の両消防本部の管内人口は、平成27年の90,582人を100とした場合、10年後の平成37年には、94.6%の85,683人まで減少すると推計人口が公表されている。(住民基本台帳年報及び国立社会保障・人口問題研究所調べ) また、65歳以上の高齢者の人口にあつては、平成27年の人口に対し10年後の平成37年には、合わせて4,000人以上の増加が推測されており、人口の減少もさることながら高齢化は一層加速をするものと予測されている。よって、高齢化による救急需要の増加、生産年齢人口の減少による財政面での制約もさらに厳しくなることから、消防を広域化することにより消防体制の充実強化、財政面でのスケールメリットの実現が必要となってくる。

(3) 消防力の状況（平成29年4月1日現在）

「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号。以下指針という。）」に基づく整備状況は、指針の基準に対して、署所及び消防車両（はしご車を除く）は、ほぼ基準を満たしているが、職員数は両消防本部とも充足率が低く、岩沼市では49.0%、亘理地区では56.4%と宮城県内消防本部における平均充足率66.7%（平成27年度宮城県消防長会まとめ「消防概況」）を大きく下回っており、慢性的な人員不足となっている。

このような状況から、専門的要素が必要とされる分野において、各種業務を兼務する割合が高くなり、職員の負担が増加するとともに、専門知識を身につけた職員の確保が困難となることが危惧される。

しかしながら、住民サービスの向上を図るためには、職員を適正に配置し、これまでの体制を維持するとともに、さらに充実強化させる必要がある。

署所数

（単位：箇所）

	基準数	現有数	充足率
岩 沼 市	1	1	100%
亘 理 地 区	2	2	100%
広 域 化 後	3	3	100%

人 員

（単位：人）

	消防職員の総数		
	基準人員	現有人員(定数)	充足率
岩 沼 市	102	50 (50)	49.0%
亘 理 地 区	133	75 (75)	56.4%
広 域 化 後	235	125 (125)	53.2%

消防車両

（単位：台）

	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車		
	基準 台数	現有 台数	充足率	基準 台数	現有 台数	充足率	基準 台数	現有 台数	充足率
岩 沼 市	3	3	100%	1	0	0%	1	1	100%
亘 理 地 区	4	4	100%	0	0	0%	1	代替	0%
広 域 化 後	7	7	100%	1	0	0%	1	1	100%
	救急自動車			救助工作車			指揮車		
	基準 台数	現有 台数	充足率	基準 台数	現有 台数	充足率	基準 台数	現有 台数	充足率
岩 沼 市	2	2	100%	1	1	100%	1	1	100%
亘 理 地 区	3	3	100%	1	1	100%	1	1	100%
広 域 化 後	5	5	100%	2	2	100%	2	2	100%

第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上

(1) 初動体制の強化

災害活動現場においては、初期の段階でいかに多くの消防力（車両・人員）を投入できるかが、被害の軽減に大きく影響する。特に大規模災害では、消防力が劣勢にならないよう部隊の増隊等の体制を速やかにとることが必要となる。

現在の出動体制は、両消防本部の保有車両数や人員配置の都合上、初期出動車両台数が異なっているが、広域化により出動体制が統一され、初動体制を強化することができる。また、これまでは大規模災害や災害の重複発生時には、応援協定に基づき、事案が発生してから出動を要請していたが、広域化により応援手続が不要となることで、岩沼市と亶理地区間では事案を覚知した段階で直ちに災害内容に応じた多くの車両を初期に出動させることができる。これらのことから、災害発生時には効果的な部隊運用が可能となり被害の軽減や消防活動効率の向上が期待される。

※P11～13 図 1～4 参照

現状・広域化後の出動体制比較

普通建物火災出動体制 現状（第1出動）

	岩沼市での火災出動	亶理町での火災出動	山元町での火災出動
出 動 基 準	第1出動		
岩 沼 消 防 署	指揮隊車・タンク車・ポンプ車・ 救急車 (計4台)		
亶 理 消 防 署		指揮車・タンク車・ポンプ車 救急車 (計4台)	指揮車・タンク車・救急車 (計3台)
山 元 分 署		タンク車 (計1台)	タンク車・ポンプ車 (計2台)
出 動 車 両 合 計	計4台	計5台	計5台

普通建物火災出動体制 広域化後（第1出動）

	岩沼市での火災出動	亶理町での火災出動	山元町での火災出動
出 動 基 準	第1出動		
岩 沼 消 防 署 (本部指揮隊)	指揮隊車・タンク車・ポンプ車・ 救助工作車・救急車 (計5台)	指揮隊車・タンク車・救助工作車 (計3台)	指揮隊車・救助工作車 (計2台)
亶 理 消 防 署	タンク車・ポンプ車 (計2台)	タンク車・ポンプ車・救急車 (計3台)	タンク車・ポンプ車・救急車 (計3台)
山 元 分 署		ポンプ車 (計1台)	タンク車・ポンプ車 (計2台)
出 動 車 両 合 計	計7台	計7台	計7台

※全管内の出動台数が増加し、初動体制の強化となる。

図1 現状の119番入電から出動まで（応援要請が必要な場合）

【例：岩沼市での火災発生時】

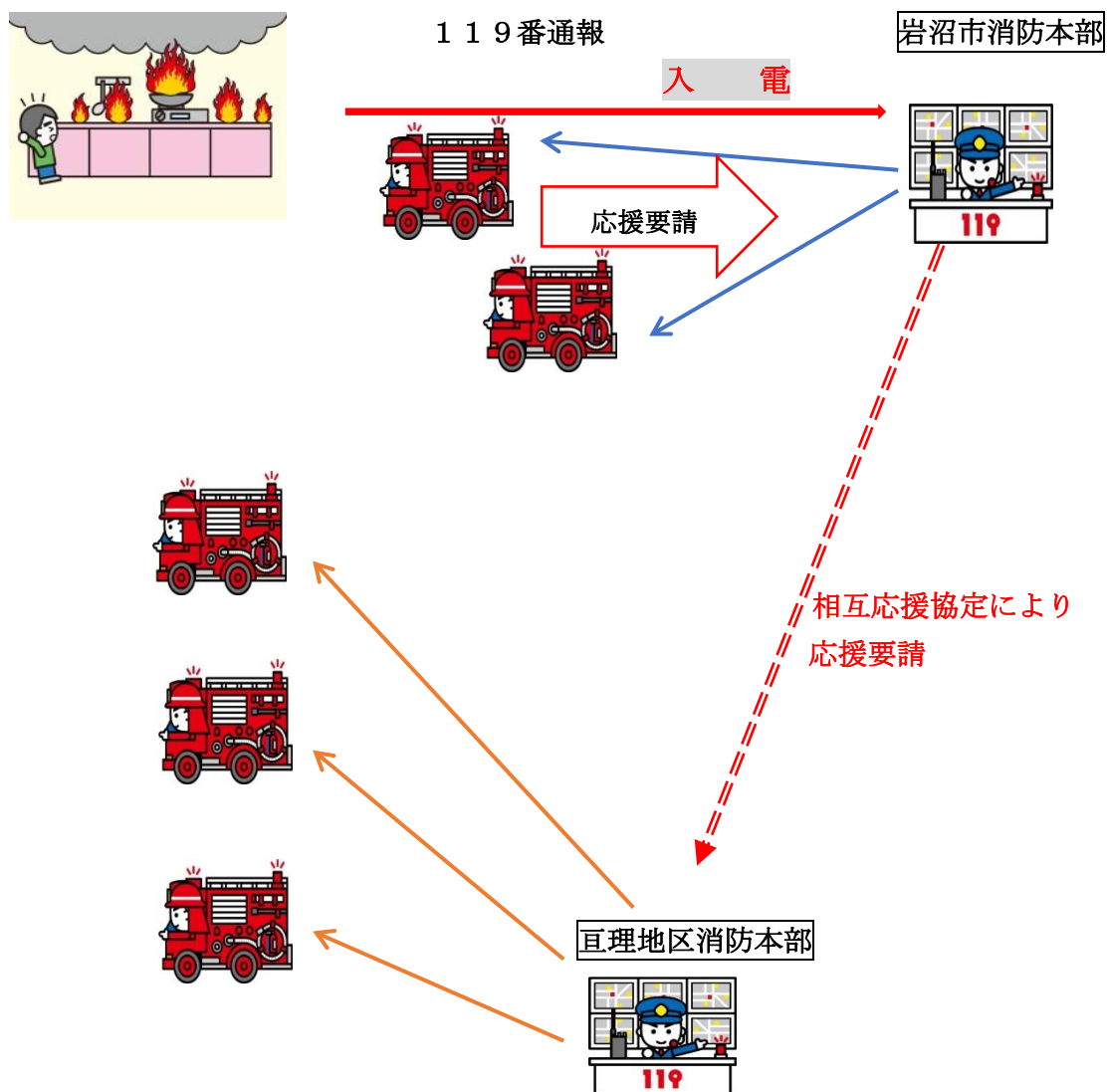
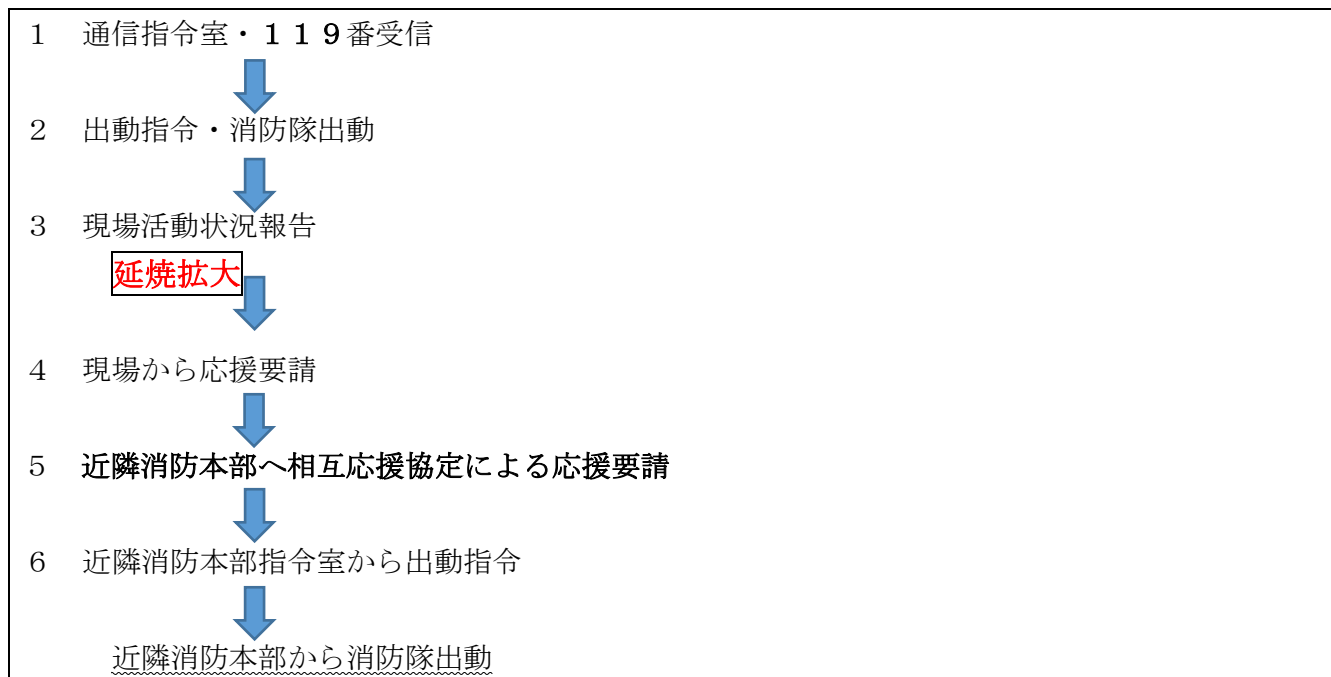


図2 広域化後の119番入電から出動まで
【例：岩沼市で火災発生時】

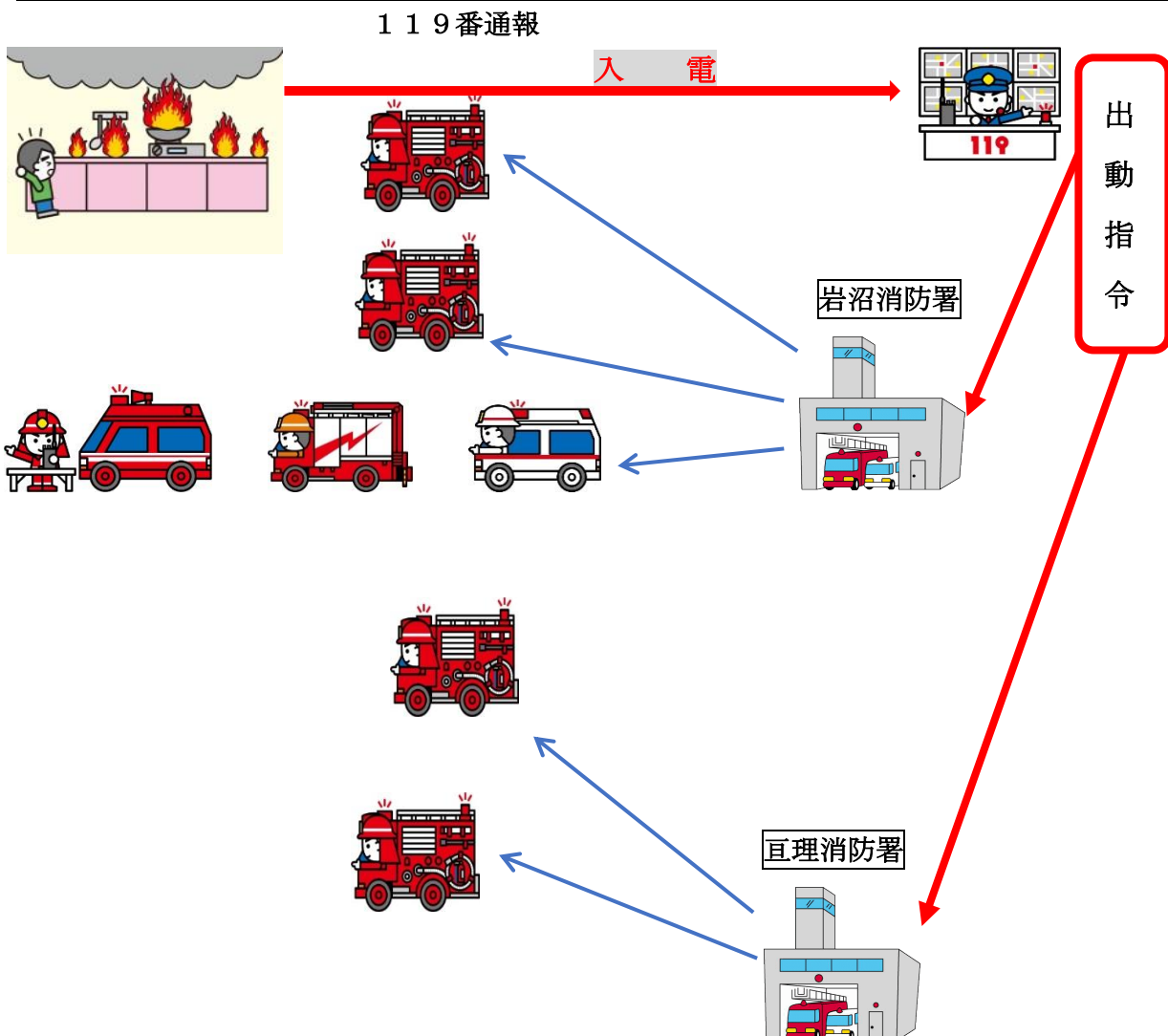
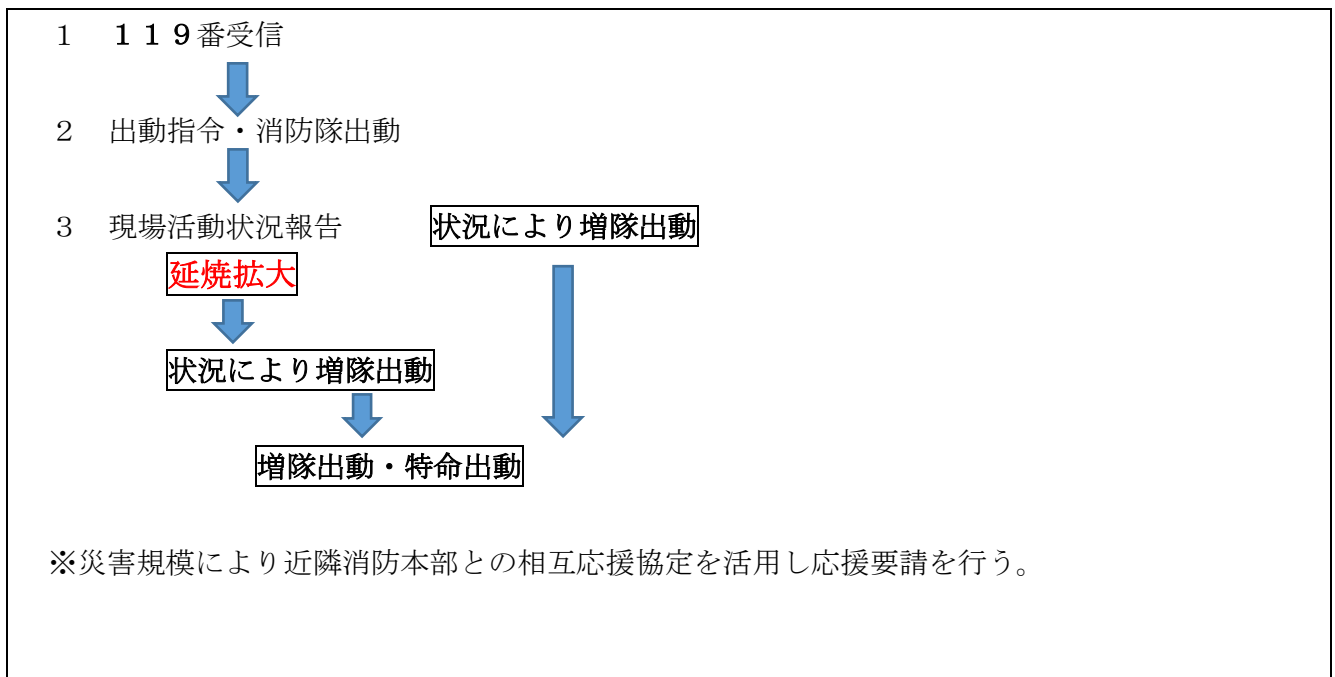


図3 現状の岩沼市消防本部における初期出動（消火隊）

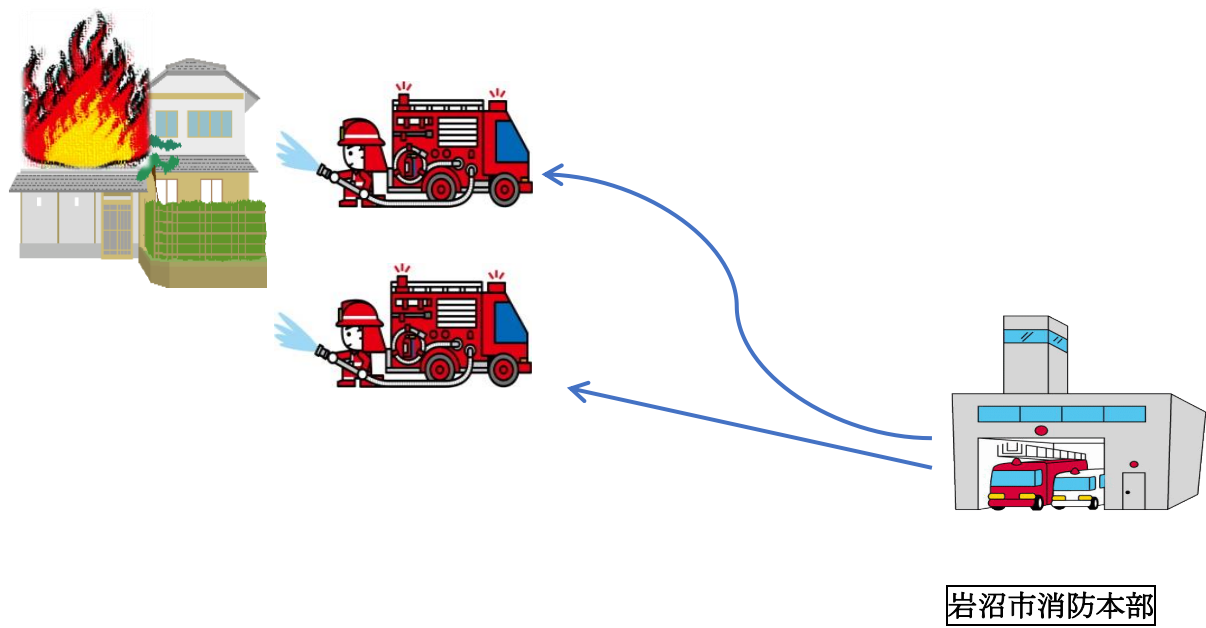
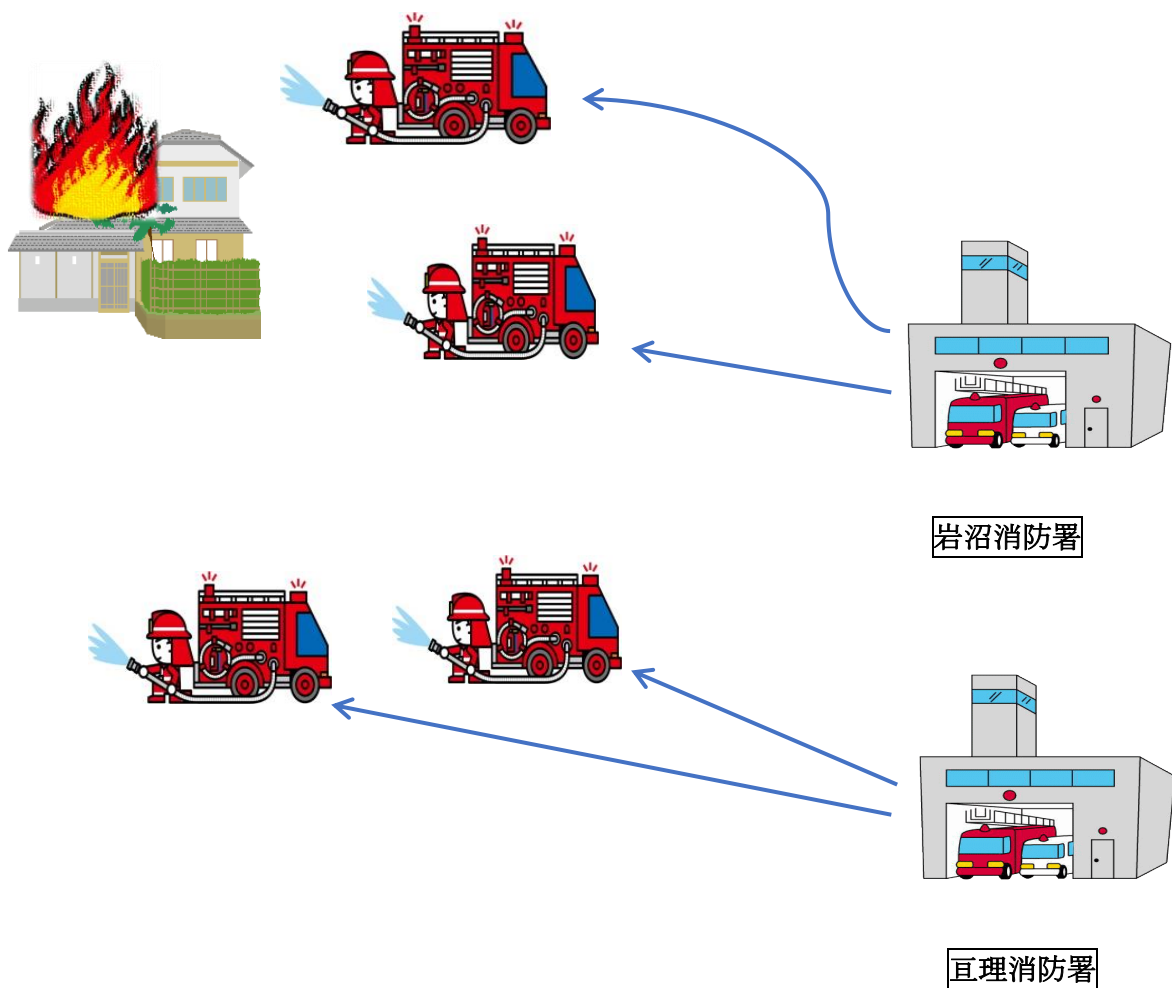


図4 広域化後の初期出動（消火隊）

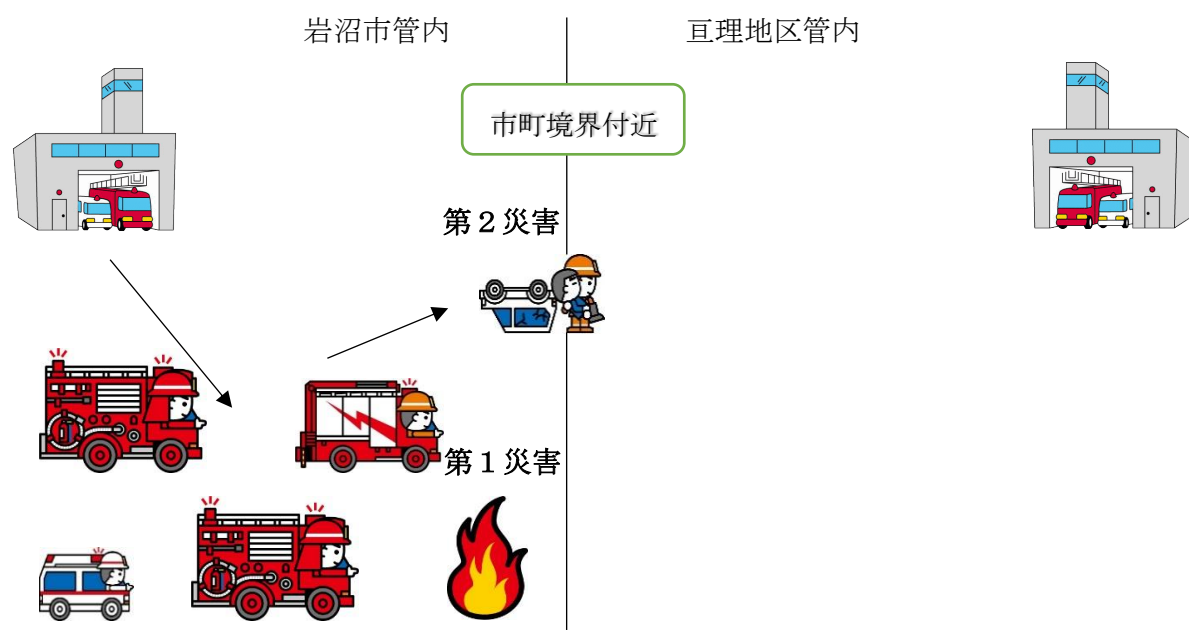


(2) 現場到着時間の短縮

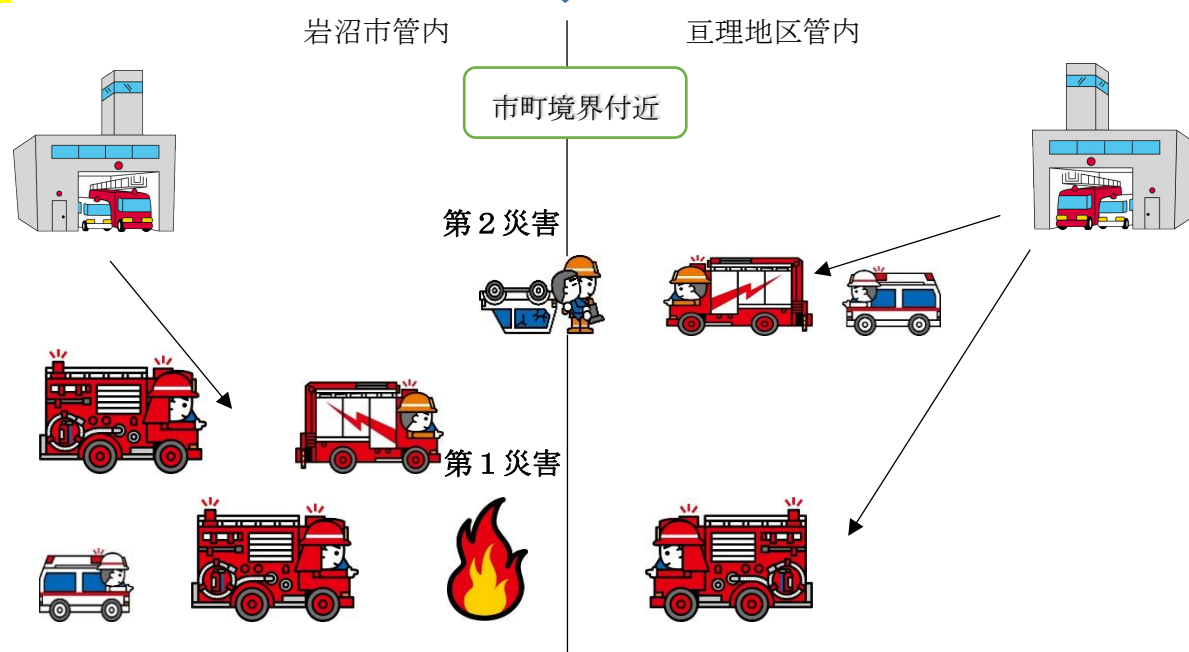
広域化により災害現場に近い署所から各隊が出動するため、直近出動が可能になるとともに、市町の境界については柔軟に対応することで、現場到着時間の短縮等の効果が期待でき、広域的な出動体制で災害に対応することが可能となる。

また、両消防本部管内には、高速自動車国道である仙台東部道路及び常磐自動車道が整備されており、平成27年度には、常磐自動車道「鳥の海パーキングエリア」に併設するスマートインターチェンジ並びに平成29年度には山元町坂元にスマートインターチェンジが供用された。これにより管轄各市町の災害に対し、当該高速道路を利用して災害現場に出動し、消防活動を行うことで、現場到着時間の短縮が図られるとともに、災害への初期対応力の向上にも繋がる。

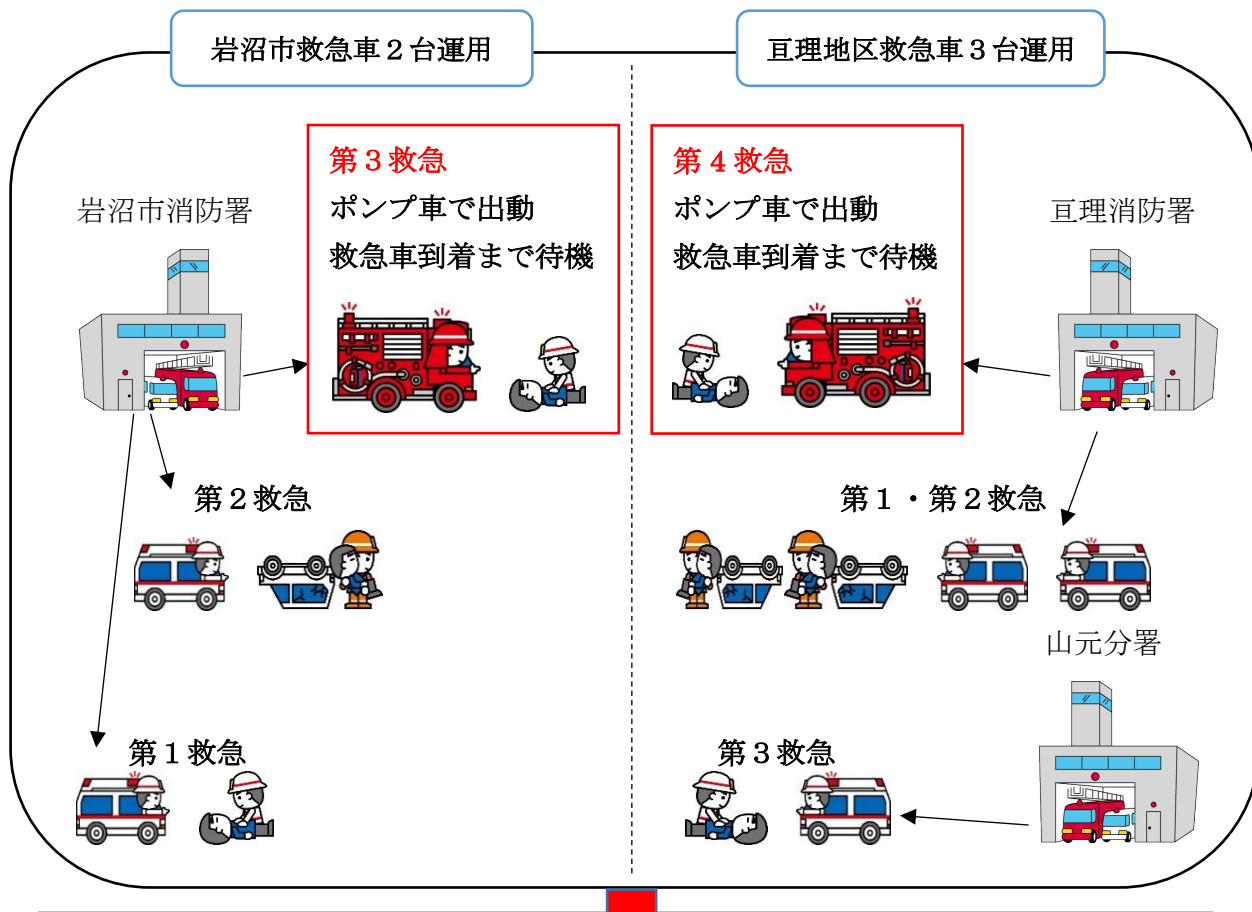
【現 状】



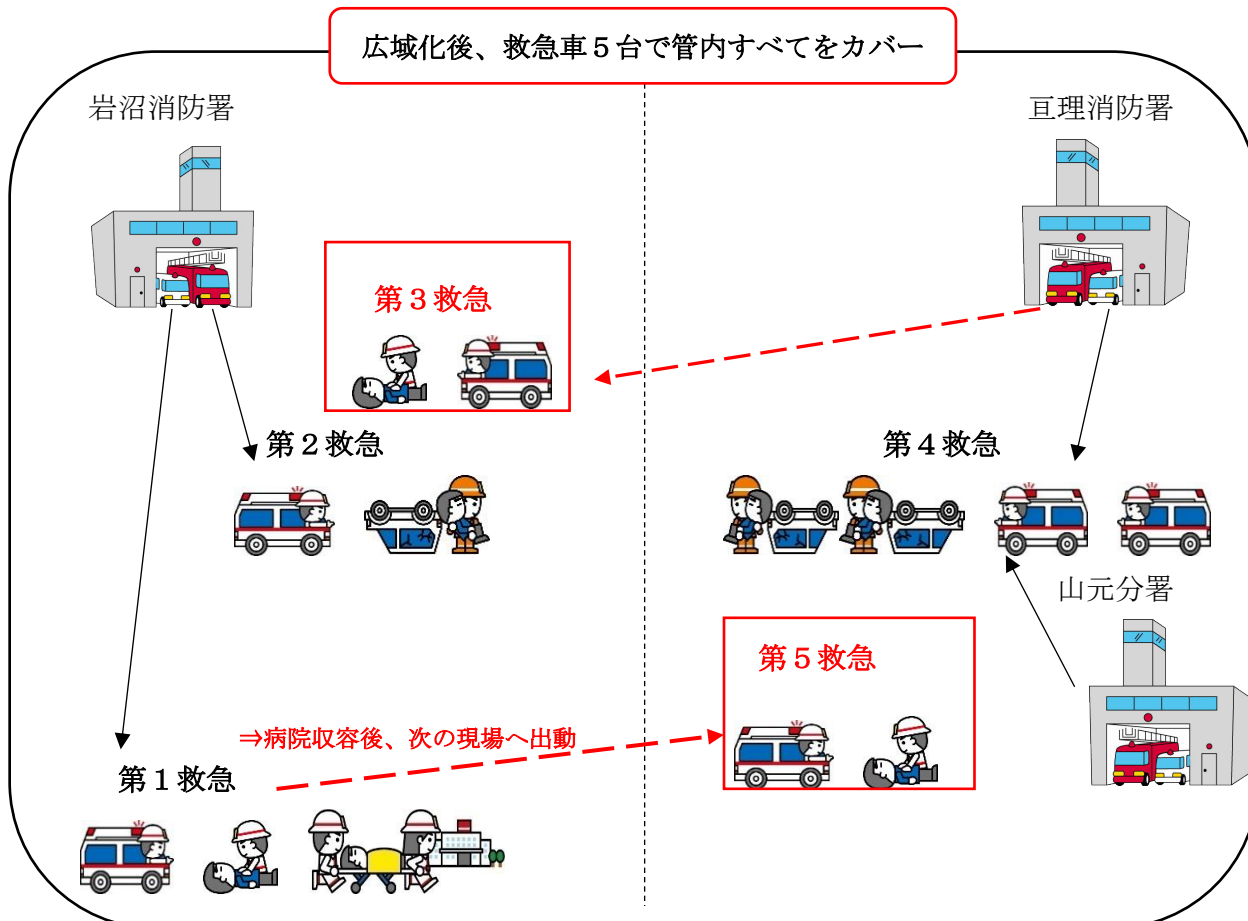
【広域化後】



【現 状】※救急車が管内ゼロ台になった場合はポンプ隊で出動



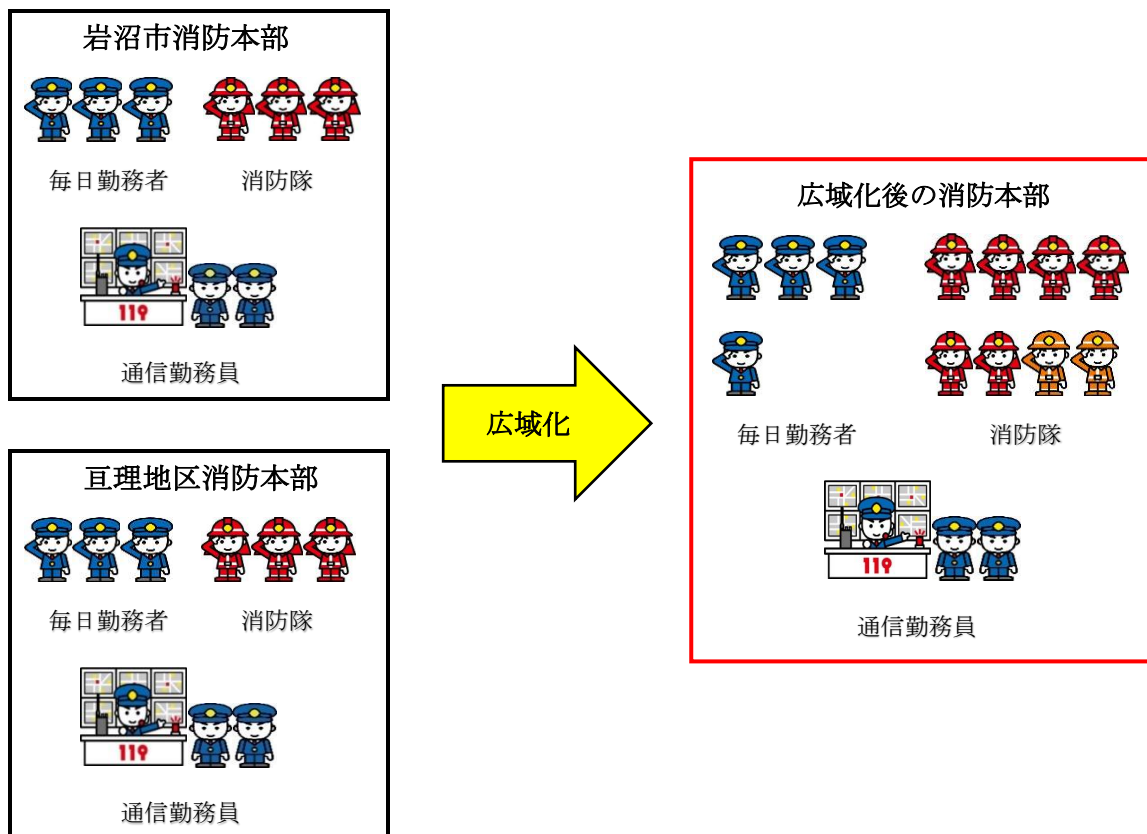
【広域化後】※救急車 5 台運用となるため、管内すべてにおいて出動が可能



2 人員配置の効率化

(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増員について

毎日勤務者及び通信指令業務の本部機能を一元化することにより人員の集結効率化が図られ、それにより生じた人員を隔日勤務の警防部門等の現場に配置することができ、消防力が増強される。

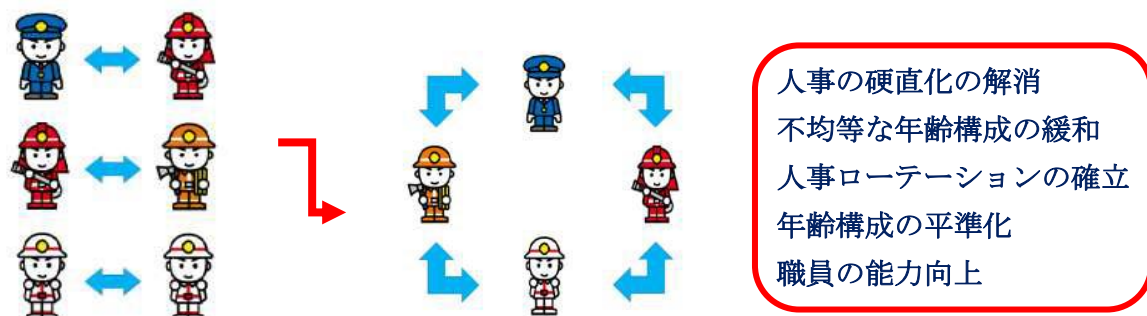


(2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

広域化により消防本部事務や通信指令業務の専任化が図られ、住民サービスを直接担当する救急業務や警防活動部門においても専任化が可能となる。また、近年著しく高度化している救急及び予防業務について、救急救命士や予防技術資格者の職員研修派遣を計画的に行うことにより、職員の能力向上が図られ、質の高い業務が可能となる。

(3) 人事ローテーションと交流による効果

人員規模の拡大に伴い効果的な人事ローテーションが可能となり、職員の年齢層の偏りや人事の硬直化が緩和され、バランスのとれた組織構成が可能となる。



第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項

(1) 広域化の方式

消防広域化の方式は、一部事務組合方式とする。

(2) 広域化の期日

広域化の期日は、平成31年4月1日とする。

(3) 消防本部の名称

消防本部の名称は、あぶくま消防本部とする。

(4) 消防本部の位置

広域化時の消防本部の位置は、東日本大震災級の災害にも耐えうる構造で、経過年数及び機能や改修コストを総合的に勘案し、現岩沼市消防本部（岩沼市末広一丁目6番32号）とする。

なお、将来的に県内の消防情勢及び組合施設の整備状況を踏まえ、見直しを行う。

名 称	所在地	構 造	竣工年月	建築面積		備 考
あぶくま消防本部 岩 沼 消 防 署	岩 沼 市 末 広 一 丁 目 6 番 3 2 号	C F T 3 階	H20.4	敷地面積	3217.18 m ²	耐震 一部免震 構造
				建築面積	1331.00 m ²	
				延 面 積	2690.05 m ²	
亘 理 消 防 署	亘 理 郡 亘 理 町 字 祝 田 34 番 地 2	R C 一部鉄骨 2 階	S46.3	敷地面積	5229.71 m ²	
				建築面積	627.62 m ²	
				延 面 積	1045.27 m ²	
亘 理 消 防 署 山 元 分 署	亘 理 郡 山 元 町 山 寺 字 石 田 10 番 地 1	R C 2 階	S46.3	敷地面積	2674.65 m ²	
				建築面積	265.86 m ²	
				延 面 積	426.28 m ²	

2 組 織

(1) 消防本部の組織

消防本部の組織は、各消防本部の組織を検討、協議した結果、下記の4課体制とする。

◆管理課 ◆予防課 ◆警防課 ◆指令課

(2) 組織における権限

管理者又は消防長の権限に属する消防事務を、明確な責任の下に合理的かつ能率的に処理するため、事務執行に関し権限の移譲は行わず、専決で事務の効率化を図る。

また、専決事項については、広域化時には管轄面積が拡大し消防本部と消防署の距離も遠くなることから、各消防署で完結できる事務については調整を図り、住民へのサービスが低下することのないよう決裁規定を定める。

(3) 部隊運用

部隊運用は、署々の配置及び人員・車両体制などを踏まえ、通常の災害及び大規模災害時における対応力の強化及び現場到着時間短縮等、広域化のメリットを最大限に活用した出動計画を策定することとする。

(4) 高機能消防指令センターの整備

消防指令センターは、現災害活動において、初動の根本を担う本部（現岩沼市消防本部）に消防指令センターを統一する。また、統一化が図られるまでの間は、2指令室をホットライン及び消防無線で繋ぎ、相互の連絡体制を構築し、部隊運用、指揮統制に支障をきたさぬよう運用できる体制を確立する。

(5) 消防署・所の配置及び管轄区域

消防署・所の配置は現行のまま引き継ぎ、2消防署・1分署とする。

名称及び管轄区域は下記のとおりとする。

消防署名（所属分署）	管 轄 区 域
岩 沼 消 防 署	岩 沼 市
亘 理 消 防 署	亘 理 町、山 元 町
亘理消防署山元分署	—

(6) 職員の勤務形態

消防職員の勤務形態は、交替制勤務者については、両消防本部とも差異がないことから、現行のとおり2部制とする。

イ 勤務時間の区分は、昼間勤務午前8時30分から午後5時15分、夜間勤務午後5時15分から翌日午前8時30分とする。

ロ 毎日勤務者の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分の7時間45分とする。

ハ 交替制勤務者の勤務時間は、午前8時30分から翌日午前8時30分までとする。

ニ 交替制勤務者の勤務時間は、1週間あたり38時間45分とし、1当務につき、休憩時間、仮眠時間を除き、15時間30分を基準とする。

3 人事、処遇

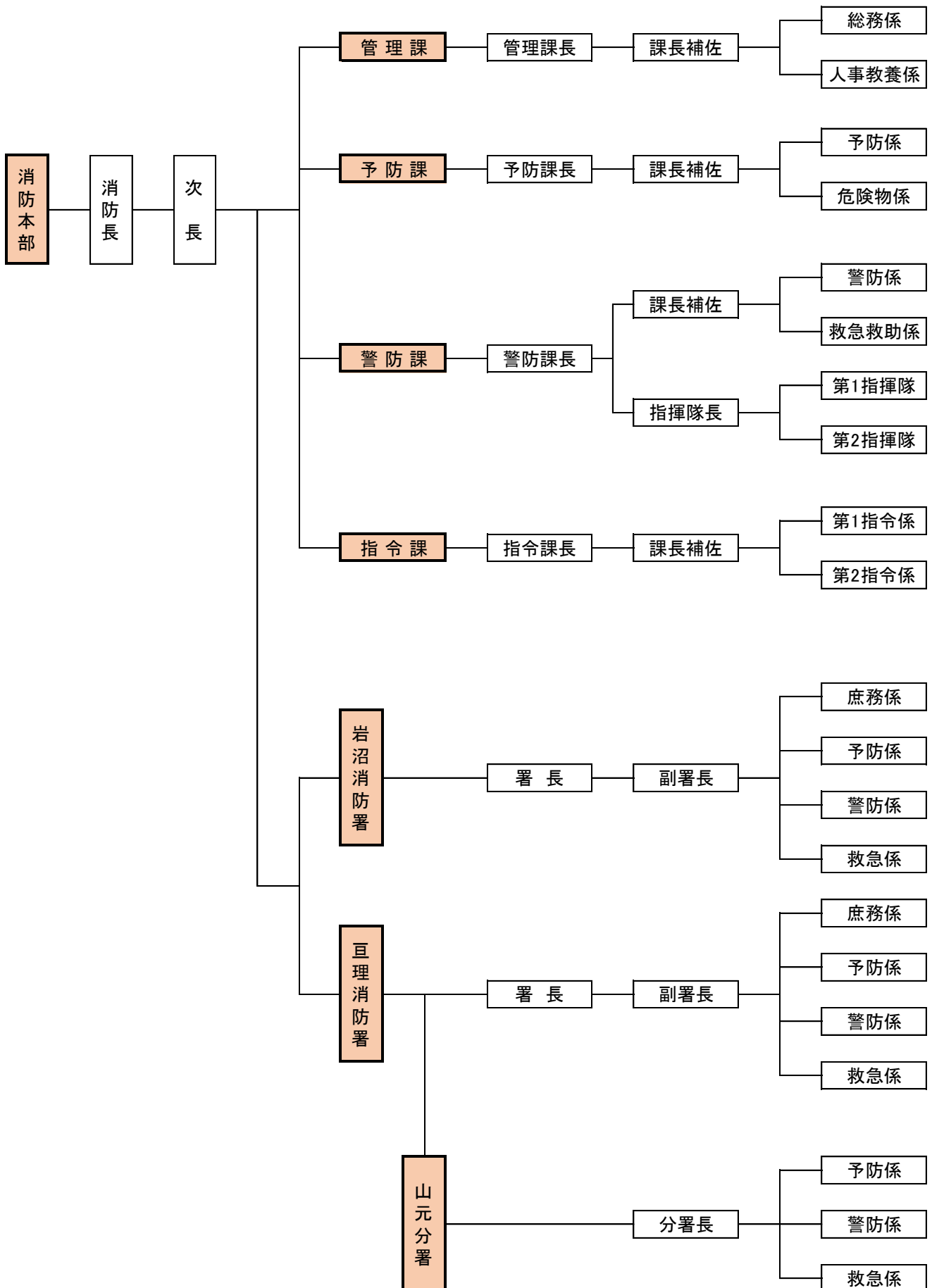
(1) 定員配置

職員定数は、消防部局125人とし、各部署の職員数は、消防本部・各消防署及び分署に求められる機能及び車両等を考慮し、適正な配置とする。また、消防の事務部局から管理者の事務部局への出向者、宮城県や他の地方公共団体への派遣者及び宮城県消防学校初任教育学生は定数外とする。

※P19 組織図参照

組織図

※定数外(管理者部局への出向者, 派遣職員, 初任教育学生 外)



(2) 採用計画

新規職員の採用は、定員の欠員補充を基本とし、職員の年齢構成なども考慮して計画を作成するものとする。なお、条例定数に合わせて採用計画の見直しを行う。

(3) 身分（任用、階級）

職員の身分の取り扱いにあつては、岩沼市の消防職員は市を退職し、引き続き組合消防において採用することにより組合消防の職員として身分を統一する。

階級は「消防職員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、消防長の階級は消防監とし、以下、消防司令長・消防司令・消防司令補・消防士長・消防副士長・消防士の7階級制とする。

また、職名についても、階級別に一定の基準を設け職名との関連を明確にし、職務上の職と階級の整合性を図ることとする。

消防職員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）

消防本部の規模	消防長の階級	消防長以外の消防吏員の階級	備 考
特別区（東京消防庁）	消防総監	消防司監・消防正監・消防監 消防司令長・消防司令・消防司令補 消防士長・消防副士長・消防士	
指定都市（指定都市の加入する組合を含む）	消防司監	消防正監以下	
消防吏員数 200 人以上又は人口 30 万人以上	消防正監	消防監以下	
<u>消防吏員数 100 人以上又は人口 10 万人以上</u>	消防監	消防司令長以下	・あぶくま消防本部
その他	消防司令長	消防司令以下	・現岩沼市 ・現亘理地区

(4) 給与（諸手当含む）

給料表は、現在、岩沼市では行政職給料表7級制、亘理地区では消防職給料表6級制を採用している。組合消防の給料表は、行政職給料表7級制に統一し、各職員の現給は保証するものとする。また、格差の是正については、広域化後に調整するものとする。

諸手当は、原則、亘理地区の制度に統一するものとする。ただし、特殊勤務手当は亘理地区の制度を基準とし調整を図る。

(5) 福利厚生

共済制度は・・・宮城県市町村職員共済組合に加入。

公務災害補償制度は・・・地方公務員災害補償基金へ加入。

安全衛生制度は・・・亘理地区行政事務組合職員安全衛生管理規程を基準とする。

退職手当制度は・・・宮城県市町村職員退職手当組合へ加入。

弔意関係は・・・・・・亘理地区行政事務組合弔意等基準内規を引継ぐ。

職員の互助制度は・・新たに職員互助会を設置する。

(6) 教育、訓練及び研修

教育、訓練及び研修は、救急業務及び予防業務等の高度化、専門化に対応するため、消防大学校、宮城県消防学校等の研修を活用し、計画的な人材育成を図る。また、救急救命士の研修等については、メディカルコントロール協議会や医療機関等と連携し、救急救命士の技術向上を図る。

各種研修受講状況（平成17年度～平成28年度）

（単位：人）

		受講総数	岩 沼 市	亘理地区
消 防 大 学 校	新任消防長科	1	1	0
	上級幹部科	2	2	0
	幹部科	6	2	4
	警防科	0	0	0
	救助科	0	0	0
	救急科	1	0	1
	予防科	3	2	1
	危険物科	0	0	0
	火災調査科	2	0	2
	小 計	15	7	8
救 急 振 興 財 団	東京研修所	18	5	13
	九州研修所	0	0	0
	小 計	18	5	13
宮 城 県 消 防 学 校	初任総合教育	64	19	45
	警防科	10	5	5
	予防科	1	0	1
	査察科	3	2	1
	危険物科	8	5	3
	火災調査科	10	6	4
	初級幹部科	8	5	3
	中級幹部科	6	3	3
	上級幹部科	0	0	0
	特殊災害科	6	4	2
	救命士処置拡大講習	10	4	6
	指揮隊長講習	3	2	1
	救助隊長教育講習	1	1	0
	小 計	130	56	74
	救命士研修	17	6	11
救 命 士 研 修	薬剤投与講習	24	6	18
	気管挿管講習	22	4	18
	小 計	63	16	47
合 計		226	84	142

4 施設整備

(1) 消防施設等整備計画（庁舎・車両等）

庁舎の整備計画については、広域化に合わせ、東日本大震災級の災害にも耐えうる構造で、本部所在地となる岩沼消防署庁舎の増改築を行う。亘理消防署及び山元分署庁舎の建替えは、広域化に対する財源措置を視野に入れつつ、継続検討とする。なお、亘理消防署庁舎建設時には、本部機能及び指令センターの配置について検討を行う。

車両の整備計画については、現在、保有している車両や資機材の共用可能年数について、両消防本部間で差異があるため、広域化後に適正な配備車両数などを勘案し、車両更新年数の統一など、計画的な整備を図る。また、単独消防で整備できなかった高度な資機材等の導入についても、長期的な整備計画を策定し、各署所へ適正に配置する。

(2) 通信指令システム

通信指令業務は、消防活動の初動体制として119番通報の受信、災害地点及び災害種別の特定、受信時の口頭指導、出動指令、情報伝達など迅速かつ的確な対応が求められる業務である。

これらの業務を的確かつ効率的に行うために、両消防本部の通信指令室の体制を見直し、指令員の専従化を図る。また、指令システムの運用経費等について、財政面の効率化を図るため両消防本部の指令システムを統合し、指令センター運用に係る経費の削減を行う。なお、指令システムは、現行の岩沼市のシステムを改修し運用することとし、指令台の整備が整い次第運用開始するため、広域化後も当分の間は、現行の2指令室（岩沼市及び亘理地区）体制で運用する。

5 経費

(1) 経費負担割合

経費負担の区分を、共通経費・臨時経費・特別経費とし、負担割合は下記のとおりとする。
共通経費・・・広域化後の通常一般経費（人件費、需用費、庁舎・車両維持管理費等）

各市町の負担割合は、均衡性を保つため、岩沼市 40.903%、亘理町 40.174%、山元町 18.923% の割合で負担する。なお、地域事情の変化等を考慮し、必要に応じて各市町と協議のうえ、負担割合の見直しを行うこととする。

臨時経費・・・広域化に伴う庁舎の増改築費及び立上げ経費

広域化に伴う庁舎の増改築費用、システム改修等の新本部立上げに係る初期経費は、各市町均等負担とする。

特別経費・・・亘理消防署及び山元分署の建設費用

亘理地区の消防庁舎2棟の建替えに要する経費については、亘理町と山元町で負担し、岩沼市には負担は求めない。その他特殊事情による経費は、別に負担割合を協議する。

(2) 財産取扱

財産取扱は、次のとおりとする。

土地について・・・・・・土地は、関係市町から無償貸与を受けることとする。

庁舎・車両等について・・現在所有している財産は、広域化後の組織にすべて無償譲渡する。

庁舎の所有権は、新組織に無償譲渡する。

(3) 債務取扱

現在保有している債務は、すべて広域化後の新組織に引き継ぐものとする。

6 組合運営

(1) 一部事務組合の運営

一部事務組合の設置は、特別地方公共団体を設置することであり、組合を運営するための事務が発生する。この組合運営事務は、構成市町の支援を受け実施する。また、支援を受けるにあたって必要な経費は、構成市町が負担する。

(2) 財政計画

消防施設等整備計画に沿った健全で安定した財政運営を堅持していくことを基本目標とした、長期財政計画を策定する。

(3) システム関係（財務・人事給与）

両消防本部へのシステム導入にあたり、署所間のネットワークシステムが必要となる。現在、亘理地区で構築されているネットワークシステムを拡張し、岩沼署を追加し運用する。なお、各種システム等については下記のとおりとする。

【現在のシステムを改修、拡張し運用するシステム】

- 財務会計システム
- 備品管理システム
- 消防OAシステム
- その他、現在亘理地区で運用しているシステム

【新たに導入するシステム】

- 勤務管理システム

【その他】

- 給与事務については、外部へ委託する。
- 人事評価システム、文書管理システム等については、業務のシステム化を図るため、事務作業の効率化を目的として、広域化後に導入を検討する。

第4章 関係市町の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 防災・国民保護担当部局との連携確保

あぶくま消防本部と構成市町は、災害又は武力攻撃事態が発生した場合、相互に協力し、災害防除あるいは国民保護措置活動を適切に実施するため、相互間の連絡体制を構築しておく必要がある。

そのために、次のような方策をとる。

- 構成市町に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市町と一体となった活動を行う。
- 構成市町の防災・国民保護担当部局と情報の共有化を図り、防災対策等を連携して行う。

2 消防団との連携

(1) 構成市町の消防団との連携

岩沼市、亘理地区両消防本部と構成市町の消防団は、地域に密着して消防防災活動を行っている。そのため、広域化後も災害現場において統制のとれた迅速かつ確実な活動を行うため、相互間の連絡体制及び協力体制を今まで以上に構築することが必要であり、消防本部や各消防署・分署において構成市町の消防団と合同訓練等を行い、連携体制の向上に努める。

(2) 消防団事務

岩沼市消防団の事務は、岩沼市消防本部で行っているが、消防組織法では消防団に係る事務は市町村が行うこととされていることから、広域化後は岩沼市で事務を行うこととする。

また、岩沼市において消防団事務をスムーズに行うため、消防本部と担当部局との人事交流等を行い連携体制を図ることとする。

亘理・山元両町の消防団事務は、従前のおり両町において事務を行うこととする。

【現状】

平成29年4月1日現在

岩沼市	亘理町	山元町
岩沼市消防団 3分団 条例定数・・・350名 団員数・・・290名 ※消防団事務及び訓練・指導は、消防本部が担当	亘理町消防団 4分団 条例定数・・・460名 団員数・・・389名 ※消防団事務は、亘理町が担当 訓練・指導は消防本部が担当	山元町消防団 7分団 条例定数・・・350名 団員数・・・315名 ※消防団事務は、山元町が担当 訓練・指導は消防本部が担当

